

第 67 回宮崎県国土利用計画審議会 審議概要

- 1 日時
令和 8 年 2 月 24 日（火）午前 10 時から正午まで
- 2 場所
県庁本館 3 階 総合政策部会議室
- 3 出席者
委員：宮崎県国土利用計画審議会委員 14 名中 10 名（委員 4 名欠席）
県：総合政策部長、中山間・地域政策課、関係課等
傍聴者：なし
- 4 議事
宮崎県土地利用基本計画（計画図）の変更案について
- 5 審議結果について
審議事項について、原案のとおり了承された。

【主な審議内容等】

（1）審議会について

委員	資料 2 にて今回の審議会は「個別の案件の是非ではなく、その後の当該土地及び周辺土地の利用調整等について御審議いただきたく」とありますが、具体的にはどのような利用調整を想定されているのでしょうか。
事務局	今回の太陽光発電の場合は森林地域等が指定されていますが、林地開発の場合は開発行為が完了してから審議することが望ましいとされております。今回は森林地域を外すことによって、それ以外の地域に支障がないかについて検討いただきたいと思います。
委員	既に開発が実行・完了している案件について、県が将来性を含めて審査を終えた後から専門家ではない私たちが意見を述べても、結局は現状を追認せざるを得ないのではないかと感じてしまいます。

事務局	<p>今回この森林地域の指定を外すことによって、例えば隣接する別の地域に著しく悪影響が出ないか、あるいは県全体の計画のバランスが崩れないか、という観点で見ただけだと考えております。今回は面積も比較的小規模であり、個別法の審査も完了していることから、周辺への大きな弊害（乱開発の波及など）はないという前提で提案させていただいております。</p>
-----	---

(2) 宮崎県土地利用基本計画（計画図）の変更案について

委員	<p>整理番号1～3において計画変更後は、都市地域と農業地域になりますが、太陽光発電施設が建設されているため、農業地域でもないのではないかと思うのですが、五地域はどのように分けられるのでしょうか。</p>
担い手農地対策課	<p>農業地域にあたる農業振興地域の中でも、市町村が指定する農用地区域には利用制限がありますが、今回の対象地はそうした制限のない区域に該当します。したがって、農業振興地域という区分であっても、太陽光発電施設等の農業以外の目的に利用されている実態がございます。</p>
委員	<p>何十年も森林だった場所が開発されたことで、もし今後予期せぬ災害（土砂崩れ等）や周辺への悪影響が起きた場合、その責任の所在はどこになるのでしょうか。この開発を許可した審議会、開発した事業者、県のどちらになるのでしょうか。</p>
自然環境課	<p>森林法に基づき、災害防止や環境保全等を審査した上で許可を行っております。法制度上、基準を満たす場合は許可をしなければならない仕組みとなっておりますが、万が一開発に起因する災害が発生した際は、基本的には開発事業者が負うものと認識しております。</p>
委員	<p>太陽光発電施設の設置を控えましょうという動きも出始めている中で、これから先、パネルがゴミになってその先の処理についてどこが追求するのか気になるところです。</p>
自然環境課	<p>パネルのその後の話についてはこちらでは答えられませんが、令和5年度から、太陽光発電を設置する場合は林地開発許可が必要となる面積を0.5 haからに制限するなど宮崎県においても規制は厳しくなる方向で動いております。</p>

委員	<p>太陽光パネルについては、将来パネルが廃棄される時や、事業者が倒産した時に放置される懸念があります。また、最近では相続等で土地が転売され、自分の地域に誰の土地か分からない土地がある状況があると聞きます。そういった問題について、ご考慮されているのでしょうか。</p>
事務局	<p>この場で審議いただく内容ではないのですが、一定の面積以上の土地取引については市町村を通じて県に届け出る仕組みがあります。その中で問題があるような取引については土地利用審査会を開いて審査をすることになります。太陽光発電施設に関する個別の問題等については、別の枠組みや個別規制法の基準の中で整理されていくものと認識しております。</p>
委員	<p>現在周辺の土地をさらに利用するような動きはあるのでしょうか。人口が少ない地域になると、どんどん開発が進んでいく恐れも考えられます。そのあたりについても県の方で監視していただければと思います。</p>
自然環境課 事務局	<p>現在申請等では挙がってきてはおりません。 一定面積以上の土地取引をした場合は、契約時に県に届出をしなければならないことになっております。我々はその窓口部署であり、関係所管課に土地取引に問題がないか照会した上で審議することとなります。もし今回の審議案件以外で太陽光発電施設を設置する計画がありましたら、関係所管課と協議をしながら審査していく形になります。</p>

(3) その他（市街地・企業誘致関連）

委員	<p>市町村の区域区分等の見直しはどのようにされているのでしょうか。現実問題として、例えば宮崎市にて企業誘致を進めようとしても、市街化調整区域が多く、家を建てることも企業を呼ぶこともできない場所が非常に多いです。区域区分の見直しについて10年に1度というスピード感では、今の時代の変化に合わないのではないのでしょうか。今回の土地利用基本計画変更にあたり、県は市町村と直接どのような話し合いや調整を行っているのでしょうか。</p>
都市計画課	<p>区域区分の検討は、5年に1度の国勢調査から行う基礎調査の結果を基に現在検討しているところです。人口減少社会において、国の促すコンパクトなまちづくりを推進する観点から、インフラ維持の問題等が生</p>

事務局	<p>じるため、安易な区域区分の解除は困難です。ただし、工業誘致等に関しては、地区計画を策定することで市街化調整区域内でも開発を可能にするなどの方法もあり、現状もそれに基づいた対応を行っています。</p> <p>今回の基本計画の変更案につきましては、県から直接市町村に意見を伺い、また国土交通省を通じて各関係省庁（農水省など）の意見も聞いた上で、県を中心に調整を行い提案させていただいております。</p>
-----	--